

京都大学公開講座等企画委員会要項及び京都大学本部事務決裁等規程の一部を改正する規程
 第1条 京都大学公開講座等企画委員会要項（平成18年12月25日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務担当」を「社会連携担当」に改める。
 第2条 京都大学本部事務決裁等規程（平成17年9月20日総長裁定）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第2条第3号、第11条（第11号を除く。）から第13条（第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。）まで、第14条（第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。）、第15条、第17条第1号及び第6号、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事	を
-------	--	---------------	---

「京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第2条第3号、第11条（第10号のうちリスク管理に関するもの及び第11号を除く。）から第13条（第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。）まで、第14条（第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。）、第15条、第17条第1号及び第6号、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	総務・人事・広報担当の理事	に改め、
--	---------------	------

「分掌規程第20条から第24条（第1号及び第5号を除く。）まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項	施設・情報担当の理事	を
---	------------	---

「分掌規程第11条第10号（リスク管理に関するものに限る。）、第20条から第24条（第1号及び第5号を除く。）まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項	施設・情報担当の理事	に改める。
---	------------	-------

第3条 京都大学本部事務決裁等規程（平成17年9月20日総長裁定）の一部を次のように改正する。
 別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条第2項関係）

事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程（平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。）第2条第3号、第8条、第11条（第10号のうちリスク管理に関するもの及び第11号を除く。）、第12条第6号、第13条（第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。）、第14条（第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。）、第15条、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	総務・人事・産官学連携担当の理事
分掌規程第4条、第5条（第2号を除く。）、第6条（特に重要なものに限る。）、第10条及び第29条（第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号に限る。）に定める事項	教育・学生担当の理事
分掌規程第3条、第5条第2号、第10条（厚生補導に関するものうち特に重要なものに限る。）、第26条及び第27条に定める事項	副学長
分掌規程第7条、第9条、第28条及び第29条（第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号を除く。）に定める事項	研究・国際担当の理事
分掌規程第12条（第6号を除く。）、第18条、第19条及び第31条から第32条の2までに定める事項	財務・広報担当の理事
分掌規程第13条第2号（教員に関するものに限る。）及び第3号、第14条（第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものに限る。）、第16条並びに第17条第5号に定める事項並びに人権に関する事項	企画・評価担当の理事
分掌規程第20条から第22条まで及び第33条に定める事項	施設担当の理事
分掌規程第11条第10号（リスク管理に関するものに限る。）及び第11号、第17条（第5号を除く。）、第23条、第24条（第1号及び第5号を除く。）、第25条並びに第34条に定める事項並びに基金、財団その他外部戦略に関する事項	外部戦略・情報・安全管理担当の理事

附 則

この規程は、平成21年12月16日から施行し、平成21年11月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。

京都大学公開講座等企画委員会及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第1条関係) 京都大学公開講座等企画委員会要項 (平成18年12月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>総務担当</u>の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 本学の専任の教授 8名 (3) 企画部長 (4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後 略)</p> <p>(第2条関係) 京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>	<p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>社会連携担当</u>の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) } (3) } (4) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>
事 項	事 項
京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。) 第2条第3号、第11条 (第11号を除く。) から第13条 (第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。) まで、第14条 (第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。)、第15条、第17条第1号及び第6号、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。) 第2条第3号、第11条 (第10号のうちリスク管理に関するもの及び第11号を除く。) から第13条 (第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。) まで、第14条 (第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。)、第15条、第17条第1号及び第6号、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項
(中 略)	
分掌規程第20条から第24条 (第1号及び第5号を除く。) まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項	分掌規程第11条第10号 (リスク管理に関するものに限る。)、第20条から第24条 (第1号及び第5号を除く。) まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項
(略)	(同 左)
(後 略)	
決 裁 者	決 裁 者
総務・人事・広報担当の理事	総務・人事・広報担当の理事
施設・情報担当の理事	施設・情報担当の理事

改正前		改正後	
(第3条関係) 京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定) (前略) 別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条第3号、第11条(第10号のうちリスク管理に関するもの及び第11号を除く。)から第13条(第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。)まで、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。)、第15条、 <u>第17条第1号及び第6号</u> 、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項	<u>総務・人事・広報担当</u> の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条第3号、 <u>第8条、第11条(第10号のうちリスク管理に関するもの及び第11号を除く。)、第12条第6号、第13条(第2号のうち教員に関するもの及び第3号を除く。)、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものを除く。)、第15条、第24条第1号及び第5号並びに第30条に定める事項</u>	<u>総務・人事・産官学連携担当</u> の理事
分掌規程第4条、第5条(第2号を除く。)、第6条(特に重要なものに限る。)、第10条及び第29条(第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号に限る。)に定める事項	<u>教育・学生・国際(教育)担当</u> の理事	(同左)	<u>教育・学生担当</u> の理事
分掌規程第3条、第5条第2号、第10条(厚生補導に関するもののうち特に重要なものに限る。)、第26条及び第27条に定める事項	副学長	(同左)	
分掌規程第7条、第9条、第28条及び第29条(第1号及び第3号のうち留学生に関するもの並びに第4号を除く。)に定める事項	<u>研究・国際(研究)担当</u> の理事	(同左)	<u>研究・国際担当</u> の理事
分掌規程第8条、第18条、第19条、 <u>第31条から第32条の2</u> までに定める事項	<u>財務・産官学連携担当</u> の理事	分掌規程第12条(第6号を除く。)、第18条、第19条及び第31条から第32条の2までに定める事項	<u>財務・広報担当</u> の理事
分掌規程第13条第2号(教員に関するものに限る。)及び第3号、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものに限る。)、第16条、 <u>第17条第2号及び第5号</u> に定める事項並びに人権に関する事項	企画・評価 担当の理事	分掌規程第13条第2号(教員に関するものに限る。)及び第3号、第14条(第1号、第2号及び第5号のうち教員に関するものに限る。)、第16条並びに第17条第5号に定める事項並びに人権に関する事項	企画・評価 担当の理事

改 正 前		改 正 後	
分掌規程第11条第10号（リスク管理に関するものに限る。）、第20条から第24条（第1号及び第5号を除く。）まで、第25条、第33条及び第34条に定める事項	施設・情報担当の理事	分掌規程第20条から第22条まで及び第33条に定める事項	施設担当の理事
分掌規程第11条第11号、第17条第3号及び第4号に定める事項並びに基金、財団その他外部戦略に関する事項	外部戦略担当の理事	分掌規程第11条第10号（リスク管理に関するものに限る。）及び第11号、第17条（第5号を除く。）、第23条、第24条（第1号及び第5号を除く。）、第25条並びに第34条に定める事項並びに基金、財団その他外部戦略に関する事項	外部戦略・情報・安全管理担当の理事
(後 略)		<p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年12月16日から施行し、平成21年11月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。</p>	